

# 「山口県消費者基本計画」の第3次改定について

## 計画の概要

〔根拠〕 「消費生活条例」及び「消費者教育推進法」に基づく計画 <法定>  
(県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針)

〔期間〕 2018年度～2022年度(5年間)

## 改定の基本的な考え方

消費関係法令の改正や民法改正の動き、少子高齢化の急速な進行や高齢独居化といった消費者を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、改定を行う。

### 《改定の視点》

- ・ 地域の高齢者を消費者被害から守る見守りネットワークの設置促進
- ・ 成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育の推進
- ・ 数値目標の設定〔評価指標〕

【目的】 県民の消費生活の安定と向上を図ること

## 「活力みなぎる山口県」の実現

## 主な改定内容

計画期間	現行計画	改定計画(案)
	H25年度～H29年度	2018年度～2022年度
施策の展開	5本柱	5本柱
	1 消費生活における安心・安全の確保 2 消費生活相談の充実と紛争の適切な解決の促進 3 消費者の自立支援 4 消費者教育の推進 5 国や他の自治体、消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働	1 消費生活における安心・安全の確保 拡被害防止に向けた取組 2 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進 拡消費生活相談の充実 3 消費者の自立に向けた支援 新地域におけるリーダーの活動の促進 拡人や社会・環境に配慮した消費行動の推進 新消費者向け情報の発信・提供 4 消費者教育の推進 新成年年齢引下げへの対応 拡消費者の自立の支援を担う人材の育成 新消費者教育の推進に係る体制強化 5 国・他の自治体、学校や消費者団体等との連携・協働 拡学校や消費者団体をはじめとする各種団体・事業者との連携・協働
		新 数値目標の設定〔評価指標〕

## 改定スケジュール

- 30年6月 第1回消費生活審議会(素案審議・諮問)  
 7月 県議会環境福祉委員会(素案報告)、パブリックコメント  
 8月 第2回消費生活審議会(最終案審議・答申)  
 9月 県議会環境福祉委員会(最終案報告)  
 ⇒ 改定・公表(時期未定)

## 「消費者基本計画」施策の展開（新旧対照表）

現行	改定（案）
<p><b>1 消費生活における安心・安全の確保</b></p> <p>(1) 商品及びサービスの安全性の確保等</p> <p>(2) 生活関連物資の安定供給等</p> <p>(3) 消費者取引の適正化</p> <p>(4) 被害防止に向けた取組</p>	<p><b>1 消費生活における安心・安全の確保</b></p> <p>(1) 商品及びサービスの安全性の確保等</p> <p>(2) 生活関連物資の安定供給等</p> <p>(3) 消費者取引の適正化</p> <p><b>拡</b> (4) <u>被害防止に向けた取組</u></p>
<p><b>2 消費生活相談の充実と紛争の適切な解決の促進</b></p> <p>(1) 消費生活相談の充実</p> <p>(2) 紛争の適切な解決の促進</p>	<p><b>2 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進</b></p> <p><b>拡</b> (1) <u>消費生活相談の充実</u></p> <p>(2) 紛争の適切な解決の促進</p>
<p><b>3 消費者の自立支援</b></p> <p>(1) 消費者団体等の活動の促進</p> <p>(2) 自立支援を担う人材の育成</p> <p>(3) 環境に配慮した暮らしの推進</p> <p>(4) 消費者の意見の反映</p>	<p><b>3 消費者の自立に向けた支援</b></p> <p>(1) 消費者団体等の活動の促進</p> <p><b>新</b> <b>拡</b> (2) <u>地域におけるリーダーの活動の促進</u></p> <p><b>新</b> <b>拡</b> (3) <u>人や社会・環境に配慮した消費行動の推進</u></p> <p><b>新</b> (4) <u>消費者向け情報の発信・提供</u></p> <p>(5) 消費者の意見の反映</p>
<p><b>4 消費者教育の推進</b></p> <p>(1) 地域における消費者教育</p> <p>(2) 学校における消費者教育</p> <p>(3) 消費者の特性等への配慮</p>	<p><b>4 消費者教育の推進</b></p> <p>(1) 地域における消費者教育</p> <p>(2) 学校等における消費者教育</p> <p>(3) 消費者の特性に配慮した消費者教育</p> <p><b>新</b> <b>拡</b> (4) <u>成年年齢引下げへの対応</u></p> <p><b>新</b> (5) <u>消費者の自立の支援を担う人材の育成</u></p> <p><b>新</b> (6) <u>消費者教育の推進に係る体制強化</u></p>
<p><b>5 国や他の自治体、消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協議</b></p> <p>(1) 国や他の自治体との連携</p> <p>(2) 消費者団体をはじめとする多様な主体との連携・協働</p>	<p><b>5 国・他の自治体、学校や消費者団体等との連携・協働</b></p> <p>(1) 国・他の自治体との連携</p> <p><b>拡</b> (2) <u>学校や消費者団体をはじめとする各種団体・事業者との連携・協働</u></p>